

9月9日は 救急の日

「救急の日」は、昭和57年に救急業務および救急医療について正しい理解と認識を深めるとともに、意識の高揚を図ることを目的に定められました。

また、毎年9月9日の「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」と定めています。

救急車の正しい 利用にご協力を！

近年、全国的に救急車の出動件数が増え、救急隊の現場到着時間が遅くなる傾向にあります。

市でも、平成23年中の救急出動件数は2314件(前年比224件増)でした。しかし、救急車を要請した人の約半数が入院の必要がない軽症者で、この中には、本来、救急車を利用する必要がなかった人も多く含まれている可能性があります。

例えば、「風邪をひいた」、「熱がある」、「歯が痛む」、「指を切った」などといった軽い症状の場合には、本当に救急車を呼ぶ必要があるのかどうか、落ち着いて考えてみてください。

救命講習会

また、緊急性がなく自分で病院に行ける場合や定期的な通院などの場合は、タクシー代わりに救急車を要請せず、一般の交通機関を利用しましょう。

消防署では、毎年「救急の日」に合わせて救命講習会を実施しています。この機会に応急手当の重要性を再確認し、救急業務に対する理解を深めましょう。

▼上級救命講習会

とき 9月9日(日)午前9時〜午後5時

ところ 消防署西分署

内容 すべての年齢に対する心肺蘇生法や応急手当など

▼普通救命講習会

とき 10月7日(日)午前9時〜正午

ところ 消防署本署

内容 小児・乳児に対する心肺蘇生法や応急手当など

申込み・問合せ 消防署 ☎

(42) 9119・FAX(42) 9117

交通安全パレード

お誘い合わせの上、ぜひ、ご参加ください。

とき 9月15日(土)午前10時30分から(雨天中止)

コース 市役所から東さくら通りまで

秋の交通安全運動

交通ルールを守り安全運転を心がけましょう。

期間 9月21日(金)から30日(日)までの10日間

運動重点

【運動の基本】 子どもと高齢者の交通事故防止

【全国重点】 ●夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

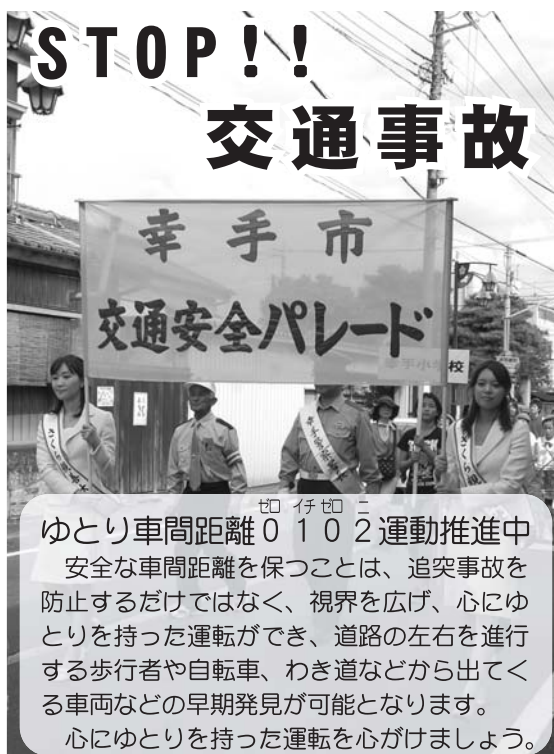
●すべてのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

●飲酒運転の根絶

【埼玉県重点】 自転車の安全利用五則の推進

問合せ くらし安全課 ☎(43)1111 内線174

FAX(44)0257



STOP!!
交通事故

幸手市
交通安全パレード

ゆとり車間距離0102運動推進中

安全な車間距離を保つことは、追突事故を防止するだけではなく、視界を広げ、心にゆとりを持った運転ができ、道路の左右を進行する歩行者や自転車、わき道などから出てくる車両などの早期発見が可能となります。

心にゆとりを持った運転を心がけましょう。

「0102運動」とは・・・安全車間距離保持のため、前の車との車間を2秒以上保つことを実践しようとするものです。前の車が進行方向の目標物に差し掛かったときに、「ゼロイチゼロ二」とゆっくり数え、「二」のときに自分の車が目標物の位置にあれば安全な車間距離が保持できていることとなります。

～子ども医療費支給事業～

医療費の助成対象を拡大します

これまで、子ども医療費への助成は、小学生までは入院および通院医療費、中学生は入院医療費のみを対象に行ってきましたが、平成24年10月1日診療分から助成対象をさらに拡大し、**中学生の通院医療費についても助成を行います。**

助成対象の拡大に伴い、受給資格証の記載内容が変更になります。すでに、子ども医療費助成制度に登録している人には、9月下旬に新しい受給資格証を郵送しますので、内容をご確認ください。
※医療機関に受診する際は、忘れずに受給資格証を提示してください。

対 象	小学校6年生まで (12歳到達年度末まで)	中学校3年生まで (15歳到達年度末まで)
変更前	入院医療費 通院医療費	入院医療費
変更後	入院医療費 (変更なし)	入院医療費 通院医療費

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

子ども医療費窓口払い無料化のご案内

医療機関に受診した際、受給資格証と健康保険証を一緒に提示することで窓口払いが無料になります。
※ただし、学校管理下での負傷・疾病で日本スポーツ振興センター災害共済制度を利用する場合や保険外診療を受ける場合は、窓口での支払いが必要となります。

■対象医療機関

市内の医療機関(医療、歯科、調剤薬局)が対象です。ただし、一部、取り扱いを行っていない医療機関がありますので、あらかじめ医療機関に確認してください。また、つぎの場合は、一度、窓口で支払い後、翌月以降に「子ども医療費支給申請書」で請求を行ってください。

- 受給資格証を提示せずに受診した場合
- 窓口払いの無料化を行っていない医療機関に受診した場合
- 市外の医療機関に受診した場合
- 接骨院、鍼灸院にかかった場合 など

※申請書は、子育て支援課・市民課の窓口で配布または市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からダウンロードすることができます。

■申請時の注意

申請書1枚につき、ひとつの医療機関で支払った医療費(1か月分)をまとめて申請できます。①個人別・月別、②医療機関別、③入院・通院別、④診療科(医科、歯科など)別に領収書を分け、それぞれ申請書の提出をお願いします。

※郵送による申請も受け付けています。子育て支援課(〒340-0152幸手市大字天神島1030-1)へ申請書を郵送してください。

香日向小学校跡地利用

市民会議委員募集

市では、今年3月に閉校した香日向小学校の跡地利用を検討しています。跡地利用計画を作成するにあたり、市民のみなさんの立場からご意見を伺う跡地利用市民会議を設置し、委員を募集することとなりました。

対象 市内在住で20歳～70歳の人
活動内容 跡地利用計画を策定するための意見・アイデアの提供
任期 跡地利用計画の策定まで
募集人数 3人
※委員は全員で12人を予定しており、うち3人を市民のみなさんから募集します。

応募方法 9月21日(金)までに、応募用紙に必要事項を記入の上、郵送(〒340-0192幸手市東4-6-8)またはメール(sei@satte.lg.jp)に政策調整課へ
※応募用紙は、政策調整課窓口で配布または市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からダウンロードできます。

つぎのような視点で跡地利用計画を策定していきます

- 従前の施設運営に係る経常経費と、今後の学校施設・跡地の維持管理に係る経常経費を、今後の教育予算の充実に充てることなどを基本に、校舎の暫定活用は、行政の財政負担が少ない活用方法を検討します。
- 学校施設・跡地は、市民共通の資産であることから、地域要望について配慮しつつも、全市的なまちづくり、資産活用の方策とします。

—香日向小学校跡地活用検討方針より—

選考方法 お申し込みいただいた書類をもとに、年齢居住地域・職業のバランスなどを加味して選考します。

問合せ 政策調整課 ☎(43)1111内線4401・FAX(43)3783